

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業  
設計・建設等業務要求水準書

1 総 則

熊 本 市

平成 1 7 年 6 月 2 8 日

## 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 本書の位置付け             | 1  |
| 第1 設計・建設等業務の概要      | 2  |
| 1 業務の内容             |    |
| 2 施設整備の目的           |    |
| 3 適用法令等及び適用基準       |    |
| 4 本事業における整備対象施設の現況  |    |
| 第2 設計業務に係る要求水準      | 8  |
| 1 業務の対象             |    |
| 2 業務の内容             |    |
| 3 業務期間              |    |
| 4 業務の実施             |    |
| 第3 建設・工事監理業務に係る要求水準 | 19 |
| 1 業務の対象             |    |
| 2 業務の内容             |    |
| 3 業務期間              |    |
| 4 業務の実施             |    |

## 本書の位置付け

本「熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業設計・建設等業務要求水準書 1 総則、2 個別施設、3 施設設備等 4 備品一覧」は、熊本市（以下「市」という。）が熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）設計・建設等業務を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして位置付けるものであり、本事業の設計・建設等業務について、応募者に市が要求する性能並びに具体的な指針を示すものである。

## 第1 設計・建築等業務の概要

### 1 業務の内容

#### (1) 設計業務

- ア 調査業務
- イ 設計業務

#### (2) 建設・工事監理業務

- ア 建設業務
- イ 工事監理業務

### 2 施設整備の目的

本事業は「健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実」の実現を施設整備目標とし、「熊本市保健所」「中央保健福祉センター」「こども総合相談室（仮称）」「こどもの発達支援センター（仮称）」「市民協働の広場（仮称）」の5機能を備えた複合施設を整備するものである。

#### (1) 保健所機能

市内九品寺に所在する現在の施設は、昭和41年の竣工から38年余りの経過とともに施設設備の老朽化が進み、狭隘化を来し、さらにはバリアフリー化への未改修により、保健所機能の効率性や安全性が損なわれ、市民にとって利用しにくい施設となっている。そこで今回、本施設内に移転新築し、67万市民の衛生行政を担うにふさわしい保健所に再生する。

また、これからの熊本市保健所は、市民の衣・食・住・医を支える社会資源のうち、健康に関係ある施設の安全確保のため、あるいは、感染症の予防に必要な公衆衛生活動及び健康危機管理を行うため、以下の機能を強化する。

- (ア) 情報発信（食、住まい等の健康情報、感染症情報、医療関係情報等）
- (イ) 市民協働（生活衛生推進員、エイズ・献血ボランティア等）

#### (2) 中央保健福祉センター機能

中央保健福祉センターは、市内九品寺の熊本市保健所と同じ敷地内にあり、事務室は仮設のプレハブを利用している。市保健所の一部スペースを総合相談室並びに診察室及び検査室として利用しているため、利用しにくい施設となっており、時代の流れに応じた保健福祉サービスの提供が十分に提供できない状況となってきた。そこで、市保健所と同様、本施設内に移転新築し、地域保健法第18条に規定する市町村保健センターとして地域の保健福祉サービスの提供を行うため、施設設備の整備並びに次の新たな機能の付加を図る。

- (ア) 他4ヶ所の保健福祉センターに対する支援機能（セントラル機能）
- (イ) 保健、福祉に関する相談及びサービス申請手続を可能とする総合窓口機能  
（ワンストップサービス）
- (ウ) 福祉事務所機能

### (3) こども総合相談室（仮称）機能

現在、子どもに関する相談は、子育ての悩みについては、保健福祉センターや子育て支援センター等において、発達については、こどもの発達相談窓口や保健福祉センターにおいて、また、学齢期の児童については、教育センターにおいて、それぞれ行われており、市内の各所に分野別に分散している。このため、悩みを抱える市民にとってはどこで相談すればよいのか分かりにくい状況となっている。また、子育てに関する相談は教育との関わりが大きく、保健・福祉・教育の連携強化が求められている。

そこで、本事業で新設する「こども総合相談室（仮称）」は、保護者や子ども本人等からの“子どもに関する相談”を一元的に受け付け、適切な助言を行い、その解決を図ることを目的とし、以下の相談内容について対応する。

- (ア) 育児相談
- (イ) 虐待相談
- (ウ) 健康相談
- (エ) いじめ相談
- (オ) 不登校等相談

### (4) こどもの発達支援センター（仮称）機能

障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や生活の質の向上にとって極めて有効である。現在は、保健福祉センターを中心にした母子保健対策や乳幼児の健康診査等のほか、平成11年5月からは、熊本市市民病院の東側に「こどもの発達相談窓口」を開設し、相談業務を中心に取り組んでいる。しかし、現施設は施設面積や部屋数が不足しており、十分な療育が行えないうえ、公共交通機関によるアクセスが悪く、駐車場も不足している。

そこで、本事業で新設する「こどもの発達支援センター（仮称）」は、個々の障害児が各発達段階において適切な療育を受けられるように支援を行うための中核施設として整備するものであり、以下の主な機能を備える。

- (ア) 発達相談（電話相談・面接相談・就学就園相談等）
- (イ) 診察・診断と初期療育、療育計画作成
- (ウ) 療育ネットワークのコーディネート
- (エ) 研究・研修

### (5) 市民協働の広場（仮称）機能

市民やボランティア、NPO等と行政とによる市民協働については徐々に活発な活動が展開されてきているが、活動の拠点となる場が市内に少ないのが現状である。「学びあい 育ちあい とともに変わる」場を当施設内に設け、保健・福祉に関わる協働の拠点とする。

「市民協働の広場（仮称）」は、市民やボランティア、NPO等と行政が互いに“協働と健康”をテーマに健康情報を発信し、学びあう場として、以下の機能を想定している。

- (ア) 健康セミナー・活動発表会
- (イ) 中高生によるパフォーマンスの場
- (ウ) 子どもの遊びの場
- (エ) 授産施設等で作製された物品の展示の場
- (オ) 各種活動の打合せの場 など

### 3 適用法令等及び適用基準

#### (1) 適用法令等

設計、建設及び工事監理業務の実施にあたっては、関連する法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守すること。

##### ア 法令・施行令・施行規則等

- (ア) 地域保健法
- (イ) 医療法
- (ウ) 建築基準法
- (エ) 建築士法
- (オ) 消防法
- (カ) 屋外広告物法
- (キ) 高圧ガス保安法
- (ク) ガス事業法
- (ケ) 駐車場法
- (コ) 水道法
- (サ) 下水道法
- (シ) 宅地造成等規制法
- (ス) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- (セ) 都市計画法
- (ソ) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- (タ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
- (チ) 労働安全衛生法
- (ツ) 警備業法
- (テ) 電気事業法
- (ト) 水質汚濁防止法
- (ナ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ニ) 大気汚染防止法
- (ヌ) 騒音規制法
- (ネ) 振動規制法
- (ノ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (ハ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- (ヒ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (フ) 文化財保護法
- (ヘ) 個人情報の保護に関する法律
- (ホ) その他関連法規

##### イ 条例等

- (ア) 熊本市開発許可の基準等に関する条例
- (イ) 熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例
- (ウ) 熊本市都市景観条例
- (エ) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例
- (オ) 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (カ) 熊本市下水道条例
- (キ) 熊本市地下水保全条例

- (ク) 熊本市火災予防条例
- (ケ) 熊本市環境マネジメントシステム（ISO14001）
- (コ) 熊本県やさしいまちづくり条例
- (サ) 熊本県ユニバーサルデザイン建築ガイドライン
- (シ) 熊本県生活環境の保全等に関する条例
- (ス) 熊本県地下水保全条例
- (セ) 熊本市個人情報保護条例
- (ソ) その他関係条例

## (2) 適用基準

設計、建設及び工事監理等関連業務の実施にあたっては、以下の各種基準等について最新版を参照すること。

- (ア) 公共建築工事標準仕様書 - 建築工事編 -  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (イ) 建築工事建築詳細図  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ロ) 公共建築工事標準仕様書 - 機械設備工事編 -  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ハ) 公共建築工事標準標準図 - 機械設備工事編 -  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ニ) 公共建築工事標準仕様書 - 電気設備工事編 -  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ヒ) 公共建築工事標準標準図 - 電気設備工事編 -  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ヘ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説  
（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (ホ) 建築構造設計基準及び同解説  
（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (ヘ) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説  
（日本建築学会）
- (コ) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説  
（日本建築学会）
- (セ) 建設工事安全施工技術指針  
（平成7年5月25日 建設省営監発第13号）
- (ソ) 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編  
（平成5年1月12日建設省経建発第1号）
- (タ) 建設副産物適正処理推進要綱  
（平成5年1月12日建設省経建発第3号）
- (チ) 建築設備設計基準・同要領  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ツ) グリーン庁舎計画指針及び同解説  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (テ) その他の関連要綱、各種規準等

#### 4 本事業における整備対象施設の現況

##### (1) 整備対象施設の位置・敷地条件等

本事業における整備対象施設の位置、現況は以下のとおりである。

|        |  |
|--------|--|
| 予定地    | 熊本市大江5丁目1番8  |
| 敷地面積   | 5,279.20㎡  |
| 用途地域   | 商業地域   |
| 区域     | 都市計画区域、市街化区域   |
| 建ぺい率   | 90%（角地緩和による）   |
| 容積率    | 400%   |
| 防火指定   | 準防火地域  |
| 駐車場    | 駐車場整備地区外   |
| 文化財関係  | 文化財埋蔵区域（大江遺跡群）   |
| 敷地隣接道路 | （南側）県道熊本高森線 幅員36m<br>（西側）市道幅員6m<br>ただし、現況幅員は対向地の私有地を含み10.5～11.5m |

##### (2) 敷地の現況

###### ア 周辺インフラ

本事業における整備対象地の周辺インフラ整備状況等は以下のとおりである。

|          |   |
|----------|---|
| 水道       | 県道高森線北側歩道部 D350 埋設、西側市道 C100 埋設<br>参考図面 5 |
| 下水道（汚水）  | 県道高森線北側歩道部 D500 埋設、西側市道埋設<br>参考図面 6       |
| 下水道（雨水）  | 同上<br>参考図面 6                              |
| 都市ガス（低圧） | 県道高森線北側歩道部 200 埋設、西側市道 200 埋設<br>参考図面 7   |
| 電話（架空）   | 大江車庫支 九州電力電柱併架<br>参考図面 8                  |
| 電話（地中）   | 市電北キャブ<br>参考図面 8                          |
| 電気（地中）   | 水道町線（銀座橋変電所）<br>参考図面 8                    |
| 電気（架空）   | 白川線（大江変電所）<br>参考図面 8                      |
| C A T V  | 有   |

H17.5.13 公表 実施方針に関する質問・意見に対する回答 参考図面 5～8 参照

###### イ 地盤等状況

本事業における整備対象地の地盤等の状況は以下に示す参考資料を参照すること。

なお、ボーリングデータの参考として予定地の北側に隣接している熊本市希望荘サービスセンターの地盤データを資料として示す。また、市の負担により、埋蔵文

化財の発掘調査を平成17年9月から平成18年3月にかけて実施する。

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 位置図     | 参考資料1「位置図」               |
| 平面図     | 参考資料2「平面図」(測量図の方位を正とします) |
| 測量図     | 参考資料3「測量図」               |
| 横断図・縦断図 | 参考資料4「横断図・縦断図」           |
| 近隣地盤データ | 参考資料5「希望荘ボーリング調査データ」     |
| 発掘調査の範囲 | 参考資料6「埋蔵文化財発掘調査範囲図」      |

H17.3.31 公表 事前調査等データ 参考資料1～6 参照

#### ウ 土地利用履歴

予定地は、大正13年から熊本市交通局の電車車両整備基地として使用していたが、平成16年9月に解体工事を完了している。また、現在、予定地にある交通局大江変電所は、平成19年10月までに解体撤去する予定である。

## 第2 設計業務に係る要求水準

### 1 業務の対象

業務の対象は、本施設（外構を含む。）建設に係る調査及び設計業務とする。

### 2 業務の内容

#### (1) 調査業務

- ア 地質調査業務
- イ 電波障害調査業務

#### (2) 基本設計及び実施設計

選定事業者は、「設計・建設等業務要求水準書（案）2 個別施設」及び「同（案）3 施設設備等」で示す性能及び機能を満足する基本設計及び実施設計を行う。

#### (3) 基本理念

選定事業者は設計にあたっては以下に示す本施設の基本理念に適合する設計を行う。

#### ア 市民から親しみをもたれる施設

- (ア) 敷地内の空地は可能な限り緑化を図ることとし、施設周辺と調和した外観、アプローチ、エントランスにする等、市民に開かれた施設としての計画を行うこと。
- (イ) 保健・福祉の中核施設として、清潔感があり、明るく落ち着いた雰囲気の建物とすること。

#### イ バリアフリーに配慮した施設

- (ア) 障害児・者や高齢者、妊産婦、子ども連れ等が利用する施設にふさわしく、誰もが利用しやすくすること。
- (イ) 施設利用予定者の意見を聴取し、より利用しやすくなるように誠意を持って柔軟に対応すること。

#### ウ 利用者が快適にサービスを受けられる施設

- (ア) 利用者が行きたい場所にスムーズに移動できる配置計画とし、適切なサインを整備すること。
- (イ) プライバシーに配慮すべき業務があることを考慮し、利用者の動線が重ならないような工夫をすること。
- (ウ) 利用者の事故、備品等の落下を防止し、常に安全な利用ができるよう配慮すること。

#### エ サービスを提供しやすい施設

- (ア) 執務スペースから容易に利用者への対応ができるようにすること。
- (イ) 機能的で快適な執務スペースとなるようにすること。
- (ウ) 機能ごと、あるいは諸室ごとの利用時間帯が異なるため、防犯面に配慮した配置、設備とすること。

## オ 将来にわたり利用できる施設

- (ア) 融通性、互換性のある構造にすること。
- (イ) 電気容量、配管、配線など、将来の情報通信技術の要求に対応できるようにすること。
- (ウ) 設備機器、配管等は、メンテナンス性、更新性に配慮して計画すること。

## カ 環境に配慮した施設

- (ア) 省資源・省エネルギー、再生資源の利用等による環境保全やあらゆる視点から環境負荷の低減を図ること。
- (イ) 地球温暖化防止に向け、CO<sub>2</sub>削減目標達成のため、積極的な取り組みを行うこと。
- (ウ) 自然エネルギーを取り入れ、地球環境にやさしい施設とすること。
- (エ) 雨水利用システムを導入し、水資源の有効利用を図ること。
- (オ) 本工事に使用する原材料、部品、製品の調達は、原則としてグリーン購入法対応とし、環境への負荷の少ない材料を積極的に導入すること。

## キ 防災に優れた施設

- (ア) 災害時の保健・福祉の拠点施設となることを考慮し、地震、風水害等の災害に強い構造、設備にすること。
- (イ) 分かりやすい避難経路を確保し、使いやすい設備を設置すること。

## (4) 設計要件

選定事業者は、設計にあたって、以下に示す設計要件を満足すること。

### ア 施設規模

当施設の機能別の要求規模は以下のとおりである。

| 機能内訳                | 要求規模                    |
|---------------------|-------------------------|
| 保健所                 | 1,100 m <sup>2</sup> 程度 |
| 中央保健福祉センター          | 1,300 m <sup>2</sup> 程度 |
| こどもの発達支援センター(仮称)    | 930 m <sup>2</sup> 程度   |
| こども総合相談室(仮称)        | 160 m <sup>2</sup> 程度   |
| 市民協働の広場(仮称)         | 550 m <sup>2</sup> 程度   |
| 共用(会議室、更衣室、収納庫、休憩室) | 1,000 m <sup>2</sup> 程度 |
| 共有部・その他面積           | 2,460 m <sup>2</sup> 程度 |
| 合計                  | 7,500 m <sup>2</sup> 程度 |

程度とは、記載面積以上で上限10%程度とする

### イ 建物配置計画

建物は平面図、測量図、横断図・縦断図等を参考に配置すること。

### ウ アプローチ計画

- (ア) 利用者のメインアプローチは南側県道熊本高森線からとすること。ただし、必要に応じて他に設けることも可とする。
- (イ) 駐車場へのアプローチは、西側の市道からとすること。
- (ウ) 事故防止対策に充分配慮すること。

## エ 計画諸室配置・動線計画

- (ア) 前述の「基本理念」を満足する階層計画、室の配置及び動線計画とすること。
- (イ) 別冊「2個別施設」を満足する室の配置及び動線計画とすること。
- (ウ) 主な電気・機械室は屋内に配置すること。

## オ 屋上計画

- (ア) 屋上については、ヒートアイランド現象防止のため、可能な限り緑化を図ること。
- (イ) 総合保健福祉センター各業務に対応した屋外用途としても利用できるよう、避難経路や転落防止等の安全性の確保、給水、排水設備等に考慮すること。

## カ 内装計画

- (ア) 内装計画については、長期にわたる維持管理に配慮し、清掃しやすい材料、工法を選定し、管理しやすい施設とすること。
- (イ) 使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、環境汚染防止のための対策を図ること。厚生労働省のガイドライン(「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」中間報告書等)に基づき、シックハウス対策を行うこと。
- (ウ) 仕上の選定にあたっては「建築設計基準及び同解説(旧)建設大臣官房官庁営繕監修」(最新版)に記載される項目の範囲と同等以上にあたることを原則とする。各室のしつらえ、機能等に適した材料、工法を用いて、画一的な空間にならないように注意すること。なお、全館の主要な各室には室名札を設置すること。

## キ 外装計画

施設は周辺の環境と調和し、地域の街並みと景観に配慮した外観とし、冷房負荷の軽減や防眩性のある開口部等を設け、また、断熱効果の高い外壁構造などとする。

## ク 構造仕様

施設の構造体の耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震計画基準(平成8年8月)」に定める 類(重要度係数 1.25 以上)とすること。

## ケ 設備仕様

諸室においては、特別の指定がない限り、一般的な温度及び湿度(夏季:乾球温度 26 のとき、相対湿度 50%、冬季:乾球温度 22 のとき、相対湿度 40%)を確保し、照度は、「建築設備計画基準・同要領(最新版)国土交通省大臣官房官庁営繕監修」によるものとする。

設備の耐震対策については「官庁施設の総合耐震計画基準(平成8年8月)」に定める乙類とすること。

## コ 電気設備

### (ア) 受変電設備

- a 受変電は高圧受電とし、電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保すること。

**(イ) 非常用発電設備**

- a 各関連法規の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置すること。
- b 対象負荷は関連法規を満たすとともに、エレベーター、給排水ポンプ類、事務室等の運用上必要な室の照明とコンセント等の設備に送電可能とすること。

**(ウ) 静止形電源設備**

- a 非常照明、受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。

**(エ) 動力設備**

- a 各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作、配管配線、幹線配管配線等を行うこと。
- b 動力制御盤は原則として機械室内に設置すること。

**(オ) 電灯・コンセント設備**

- a 各室、共有部等に設ける照明器具（ちらつきのない機器）、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行うこと。なお、照度については建築設備設計基準・同要領第4章第2節に示す標準照度を確保すること。
- b 非常照明、誘導灯（バッテリー内臓型）は関連法規に基づき設置すること。
- c 外灯は施設外構部に設置し自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- d 各事務室においても一括管理できるようにすること。
- e 照明設備はHfタイプを使用すること。
- f 人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより、消費電力の低減に努めること。
- g 照明器具は、保守が容易に行える場所に設置すること。
- h スイッチ類はワイドタイプとすること。

**(カ) 構内交換設備**

- a 外線の引き込みは、公衆通信網の途絶対策を考慮し、第一種電気通信事業者との打ち合わせにより、引き込み方法を検討すること。
- b ダイヤルイン方式とし、現在各施設で利用している同じ番号の回線を極力使用すること。
- c 電子交換機仕様とし、局線はアナログ、デジタル回線が利用可能なようにすること。
- d 交換機容量は、必要回線数を市と打ち合わせのうえ決定するとともに、適切な余裕を持ったものとする。
- e 停電時にも一定時間の機能が維持できるものとする。
- f 建物内各室とは、内線電話により相互通話が可能なような方式とすること。（内線電話機設置含む）
- g 情報端末等の機器が接続される場合、その接続性を考慮すること。

**(キ) 表示設備**

- a 多目的トイレ内および総合案内に緊急呼び出し装置を設置し、表示装置をセンター管理室及びその他の分かりやすい場所に設置すること。

**(ク) テレビ共同受信設備**

- a UHF、VHF、FM、AM、BSの各種テレビ、ラジオアンテナを設置する（CATVも考慮する）。また、CSアンテナに対しても対応可能な計画とすること。
- b 地上波テレビデジタル放送に対して対応可能な設備とすること。

**(ケ) 電気時計設備**

- a 親時計をセンター管理室に設置し、施設内要所に子時計を設置すること。

**(コ) 自動火災報知設備**

- a 関係法規に基づき設置し、センター管理室に主受信機を設置すること。
- b 消防法に定める非常放送設備を設置すること。
- c ガス使用場所には、ガス漏れ警報設備を設置すること。
- d 中央保健福祉センター事務室内に副受信機を設置すること。

**(カ) 配電線路、通信線路設備**

- a 電力、電話回線の引込み及び外構に供給する配管配線設置を行うこと。

**(シ) 映像、音響、放送設備**

- a 総合エントランス及び各施設の指定された室に映像、音響、放送設備（BGM放送を含む）を設置すること。
- b 中央保健福祉センター事務室及び総合案内から、全館及び各施設の各室へ放送を可能とする設備とすること。
- c 有線放送への対応も考慮すること。
- d 一般放送設備は、非常放送との兼用型とすること。

**(ス) エレベーター設備等**

- a エレベーターは少なくとも3基設置し、うち2基は利用者優先とし、1基は寝台及びトランジットアイソレーターも運べる構造とすること。
- b 大きさ、速度については利用者の円滑な移動が可能となるようにすること。
- c センター管理室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。
- d 原則として、マシンルームレスタイプで、少なくとも利用者優先は身障者対応型とすること。
- e その他の昇降機設備についても提案可能であること。

**(セ) 公衆電話**

- a 各フロアーに公衆電話を設置できるようにすること。

**(ソ) 新エネルギー設備**

- a 太陽光発電を提案する場合は、太陽光発電設備パネル（エレベーターの負荷容量程度）を設置すること。
- b 新エネルギー発電設備等には表示装置等により利用者に自然エネルギーの有用性を表示すること。

**(タ) 情報通信網（LAN）設備（CNET系ネットワーク）**

- a 熊本市役所情報通信網ネットワーク構築に伴うネットワーク機器（スイッチ、HUB等）の設置、設定、通信試験並びに各部署等に設置するHUB、サーバ等までの電源及びLAN配線敷設、接続を行うこと。
- b 建物本体への光ファイバーの敷設（引き込み）ができるように、建物内への配管経路を敷設すること。

**(チ) 情報通信設備（業務系ネットワーク）**

- a 業務系ネットワークの基幹部LAN配線を行うこと。
- b 次に示す情報システムを市が導入するので、運用システム及び機能を確認した上で、必要な配管経路を敷設すること。また、情報システムの設置、配線について市が別途発注する第三者、もしくは市が行う設計・施工及び備品の搬入作業が、選定事業者の業務に密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行い、第三者もしくは市の設計・施工及び備品の搬入に協力すること。

- ・総合行政情報システム
  - ・保健福祉総合情報システム（仮称）
  - ・地域教育情報ネットワーク（Eネット）
  - ・その他、保健福祉関連システム
- c 上記システム用の電源を確保すること。
- d 保健福祉総合情報システム(仮称)用のサーバ室を設けること。
- (7) 中央監視制御設備**
- a センター管理室内に、中央監視制御設備を設置し、監視制御対象の各設備がその機能を十分に果たすことができ、省エネルギーに配慮したシステムを適切に管理できる能力のものとし、操作しやすい構成とすること。
- b 将来の監視制御内容の追加及び変更についても考慮すること。
- c 防災設備、維持管理及び運営とも連携したシステムとすること。
- (7) セキュリティ設備**
- a 建物各階、各施設の利用時間帯を考慮し、建物内の階段への侵入防止、エレベーターの停止階制御等、施設内のセキュリティ対策、情報等をセンター管理室で一括制御できるシステムを構築すること。

## サ 空調設備等

- (7) 空調設備**
- a 環境負荷低減、省資源、省エネルギーに優れた空調熱源方式を計画すること。
- b 建物内空調対象部位は個別空調が可能で、かつ、温湿度の調整及び新鮮空気の供給が可能なこと。
- c 空調のゾーニングについては、分離すべき系統、時間帯の異なる系統、空調条件など考慮し適正に計画すること。
- d コージェネレーション、燃料電池等のトータルエネルギー方式を提案する場合、熱エネルギーの利用方法等全体計画を示すこと。
- (イ) 換気設備**
- a 空調対象部位は全熱交換器による換気方式を採用し、省エネルギーに配慮すること。
- b 空調対象以外の部位は普通換気の中央式を採用すること。ただし、分離すべき換気系統も有するため注意すること。
- (ウ) 排煙設備**
- a 建築基準法、消防法に基づき設置すること。
- (エ) 自動制御設備**
- a センター管理室において、各室の空調機器の運転停止操作及び状態監視が可能であること。
- b 空調機器、熱源機器等の最適化運転及びスケジュール運転が可能とすること。
- c 機器類のインバーター化を推進し、省エネルギー制御を考慮すること。

## シ 衛生設備等

- (7) 衛生器具設備**
- a 節水対策がなされた器具を積極的に導入すること。
- b 便器については、雨水処理水の接続が可能であること。
- (イ) 給水設備**
- a 上水道による飲料水系統と雨水再利用水による雑用水系統との併用とするこ

と。

- b 飲料水系統は、水道法の規定により2次給水方式とし、停電時にもある程度給水可能な重力式を採用すること。
- c 雑用水系統は、雨水を建物ピットに蓄え、ろ過機及び滅菌装置を設置し、雑用水として供給すること。
- d 飲料水系統の給水接続機器は、すべて日本水道協会認定品を採用し、節水対策も行うこと。

#### **(ウ) 排水設備**

- a 原則として、公共下水道への自然流下方式を計画すること。ただし、地階を配置する場合はこの限りではない。
- b 建物内は汚水系統と雑排水系統に分離し計画すること。
- c 建築基準法に基づく除塵装置（グリーストラップ等）を適宜計画すること。
- d 感染の恐れのある排水系統を有するため、関連法令に基づき計画すること。

#### **(イ) 給湯設備**

- a 都市ガスを燃料とする中央式の循環給湯システムまたはソーラーシステムによる中央式循環給湯とすること。
- b 給湯先は洗面器、手洗器、汚物流し、幼児用シャワー、浴室、流し、調理台、実験台等とすること。
- c 湯沸し室系統、調乳室には貯湯式電気温水器（給茶用）を設置すること。

#### **(オ) 消火設備**

- a 消防法により、屋内消火栓設備及び連結送水設備（4階建までの建築物は除く）を計画すること。
- b 建物計画において、消防法上適用を受ける上記以外の消火設備は適宜計画すること。

#### **(カ) ガス設備**

- a 別冊「3施設設備等」に記載された部位にガス設備を設置すること。
- b ガス事業法を遵守すること。

#### **(キ) 床暖房設備**

- a 空調設備の補助として、床暖房設備を「こども発達支援センター（仮称）」機能施設部位へ導入すること。
- b 個別に運転停止が可能なこと。

### **ス 外構等施設整備**

#### **(ア) 駐車場、駐輪場**

- a 駐車場については利用者の事故を防止し、周辺の交通渋滞を助長しないように計画し、身障者専用スペースを設けること。
- b 駐輪場を設置すること。

#### **(イ) 緑化計画**

- a 外構については、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき可能な限り緑化を図ること。

#### **(ウ) その他**

- a 北側に位置する福祉施設である希望荘へのアクセスに配慮すること。
- b 外壁又は屋上等で、市の指定する位置に施設名称等を記入した屋外看板を設置すること。

## セ 什器、備品

- (ア) 諸室の窓には、ブラインドを適切に設置すること。
- (イ) 諸室に導入する特殊設備については、別冊「3 施設設備等」により、適切に設置すること。  
その他選定事業者が設置する諸室の必要備品については別冊「4 備品一覧」により、適切に設置すること。なお必要備品については、初期調達のみとし維持管理、更新等は本事業の対象としない。
- (ウ) 施設の維持管理、運営に必要な什器、備品のうち、選定事業者が使用するものは全て選定事業者が整備すること。

## ソ その他

- (ア) 保安警備及び監視
  - a 夜間保安警備を含め全ての保安警備・監視は、センター管理室で行うこと。
- (イ) 観葉植物の配置
  - a 建物内部の仕様に応じ、観葉植物を選定事業者の工夫で配置すること。

## 3 業務期間

設計業務の期間は、引渡予定日に応じて選定事業者が計画する。

## 4 業務の実施

### (1) 設計体制づくりと責任者の設置

選定事業者は、設計業務の実施に際しては、責任者を配置し組織体制と併せて設計着手前に市に通知する。また、業務に着手するときは次の書類を市に提出して確認を受ける。

- (ア) 設計業務着手届
- (イ) 主任技術者届（設計経歴書を添付のこと）
- (ウ) 協力技術者届
- (エ) 設計業務完了届（設計業務完了時に提出のこと）

### (2) 設計計画書の提出

選定事業者は、設計業務に着手する前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出し確認を受ける。

### (3) 進捗管理

設計業務の進捗管理は、選定事業者の責任において実施する。

### (4) 設計業務についての留意事項

選定事業者は以下の事項に留意し設計業務を行う。

- (ア) 選定事業者は、工事に影響が出る地中埋設物等業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて業務を処理する。
- (イ) 選定事業者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、市と連絡をとり、かつ、十分に打合せをして業務を遂行する。
- (ウ) 選定事業者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに市に、設計図書等を

提出するなどの中間報告をし、十分な打合せを行う。

- (I) 選定事業者は、業務に必要と判断した場合は、地質調査等を行うものとする。
- (オ) 選定事業者は、設計内容について十分関係官庁、関係共益会社と協議し、関係法令、協議約束等と整合性をもって業務を進める。なお、その内容を打合わせ録として書類に残す。
- (カ) 選定事業者は、工事発注に必要な手続き、申請書等全ての業務を遅滞なく行う。
- (キ) 市は、選定事業者に設計の検討内容について、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて、定期的に確認を行う。
- (ク) 選定事業者は、基本設計及び実施設計業務の完了前に、利用予定者等の意見を聴取し、その内容を市と協議し、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

#### (5) 設計に関する書類の提出

選定事業者は基本設計及び実施設計業務の完了時には、以下の書類を提出する。  
なお、図面作成については、CADを使用し、データはCD-Rに記録し提出すること。オリジナルのCADデータ種類形式は、BV-CAD、JW-CADはそのまま、それ以外のCADについては、市と協議し合わせて提出する。

##### ア 基本設計

基本設計については、以下の基本設計に係る各書類について、原図1部、製本(原寸)3部、製本(縮小)3部、CADデータ1式を提出する。

##### (ア) 建築概要書

- a 建築(意匠)
  - ( ) 建築(意匠)基本設計説明書
  - ( ) 面積表及び求積表
  - ( ) 配置図
  - ( ) 建築(意匠)基本設計図
    - ・ 平面図(各階)
    - ・ 立面図(各面)
    - ・ 断面図(主要部)
    - ・ 矩計図(主要部詳細)
  - ( ) 仕様概要書
  - ( ) 仕上表

- b 建築(構造)
  - ( ) 建築(構造)基本設計説明書
  - ( ) 建築(構造)基本設計図

##### (イ) 電気設備概要書

- a 電気設備基本設計説明書
- b 電気設備基本設計図

##### (イ) 機械設備概要書

- a 空気調和設備基本設計説明書
- b 空気調和設備基本設計図
- c 給排水衛生設備基本設計説明書
- d 給排水衛生設備基本設計図

- e 昇降機設備基本設計説明書

**(I) 備品レイアウト**

**(オ) その他**

- a 工事費概算書                      b 建設工事工程表                      c その他必要図書

**(カ) 資料**

- a (ア)～(ウ)に関する設計条件整理資料
- b (ア)～(ウ)に関する各種技術資料
- c (ア)～(ウ)に関する官公庁等打合せ記録

**イ 実施設計**

実施設計については、以下の実施設計に係る各設計書類(以下、「設計書類」という。)について、原図1部、製本(原寸)3部、製本(縮小)3部、CADデータ1式を提出する。

**(ア) 工事内訳書**

- a 工事内訳書は工種ごととし、建築工事内訳書標準書式(建築積算研究会制定)に従い、細目まで作成すること。
- b 数量は建築工事内訳書標準書式(建築積算研究会制定)に従い積算すること。

**(イ) 計算書等**

- a 構造計算書                      b 設備負荷計算書
- c 省エネルギー計算書(PAL/CEC計算書)                      d 官公庁打合せ記録簿

**(ウ) 図面(建築)**

- a 特記仕様書                      b 図面リスト                      c 案内図
- d 配置図                      e 仕上表                      f 平面図
- g 立面図                      h 断面図                      i 矩計図
- j 各部詳細図                      k 展開図                      l 建具表
- m サイン計画図                      n 外構図                      o 日影図
- p 構造図                      q 諸室毎の面積表                      r 工程図
- s 透視図                      t 鳥瞰図                      u その他必要図面

**(I) 図面(電気)**

- a 特記仕様書                      b 図面リスト                      c 屋外配線図
- d 受変電設備図                      e 非常用発電機設備図                      f 幹線動力設備配線図
- g 電灯コンセント設備配線図                      h 弱電設備配線図
- i 各種系統図                      j 機器参考図                      k 防災設備配線図
- l その他必要図面

**(オ) 図面(空調)**

- a 特記仕様書                      b 図面リスト                      c 機器及び器具表
- d 各種系統図                      e 機械室平面図・断面図                      f 各階配管平面図

- |   |          |   |              |   |         |
|---|----------|---|--------------|---|---------|
| g | 各階ダクト平面図 | h | 換気設備平面図      | i | 排煙設備平面図 |
| j | 部分詳細図    | k | 機器詳細参考図（特注品） |   |         |
| l | 中央監視関係図  | m | 自動制御系統図      | n | 制御システム図 |
| o | 制御機器表    | p | 盤結線図         | q | 計装配線図   |
| r | その他必要図面  |   |              |   |         |

**(カ) 図面（衛生）**

- |   |          |   |         |   |         |
|---|----------|---|---------|---|---------|
| a | 特記仕様書    | b | 図面リスト   | c | 屋外配管図   |
| d | 機器及び器具表  | e | 配管系統図   | f | 各階配管平面図 |
| g | 詳細図（便所他） | h | その他必要図面 |   |         |

**(キ) 図面（昇降機）**

- |   |        |   |        |   |         |
|---|--------|---|--------|---|---------|
| a | 昇降路平面図 | b | 昇降路断面図 | c | その他必要図面 |
|---|--------|---|--------|---|---------|

**(ク) 什器・備品**

- |   |          |   |           |
|---|----------|---|-----------|
| a | 什器・備品リスト | b | 什器・備品カタログ |
|---|----------|---|-----------|

**(ケ) その他**

- |   |         |   |            |   |         |
|---|---------|---|------------|---|---------|
| a | 建設工事工程表 | b | 確認申請関係必要図書 | c | その他必要図書 |
|---|---------|---|------------|---|---------|

**(コ) 資料**

- |   |                     |
|---|---------------------|
| a | (ウ)～(キ)に関する設計条件整理資料 |
| b | (ウ)～(キ)に関する各種技術資料   |

**(6) 著作権等**

市は、設計書類について、市の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、事業期間終了後も存続する。

### 第3 建設・工事監理業務に係る要求水準

#### 1 業務の対象

選定事業者は、設計書類に基づく本施設を建設するとともに、その工事監理を建設工事にあたる者以外の者が行う。また、設計書類に示された本施設における特殊設備等並びに各種什器・備品を整備する。

#### 2 業務の内容

- (1) 対象業務は、本施設の建設及び工事監理業務とする。
- (2) 特殊設備及び各種什器・備品の作製、設置・配置は本事業に含むものとする。
- (3) 本施設建設に伴う電波障害調査に基づき、必要な対策工事を行なう。また、施設完成後には事後調査を実施したうえで必要な対策を講じる。

#### 3 業務期間

建設・工事管理業務の期間は、引渡予定日に応じて選定事業者が計画する。

・引渡予定日 平成20年2月29日

選定事業者は、本施設の引渡し前には、全ての工事を完了し、設計書類に示された什器・備品等を搬入した上で、所定の検査等を受けるものとする。

#### 4 業務の実施

##### (1) 基本的な考え方

ア 事業契約に定める期間内に本施設等の建設工事を実施する。

(ア) 事業契約書に定められた本施設等の建設及び各種什器・備品等の履行のために必要となる業務は、事業契約書において市が実施することとしている業務を除き、選定事業者の責任において実施する。

(イ) 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮し、建設工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努力する。

イ 工事計画策定にあたり留意すべき項目及び市の承認を得る必要のある事項

(ア) 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し適切な工事計画を策定する。

(イ) 騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

(ウ) 選定事業者は、工事内容を適宜近隣に周知徹底し、理解を得るよう努める。

(エ) 工事は原則として、日曜日及び祝日には実施しない。

##### (2) 工事用地借用

建設用地以外に資機材置場等の用地が必要となる場合は、選定事業者の負担により借用する。

##### (3) 着工前業務

###### ア 近隣調整・準備調査等

(ア) 建築確認申請のほか、公共事業に伴う水道加入等、建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施し、必要に応じ各種許可等の書類の写しを市に提出する。

(イ) 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。

## イ 施工計画書の提出

選定事業者は建設工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、以下の書類とともに市に報告書を提出し確認を得る。ただし、報告書については、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を得たものを工事監理者が市に提出する。

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 施工計画書                 | 各2部 |
| 工事着工届（全体工程表を添付）       |     |
| 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） |     |
| 工事実施体制                |     |
| 主要資機材一覧表              |     |
| 下請業者一覧表               |     |
| その他必要図書               |     |

## (4) 建設期間中業務

### ア 建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計書類及び施工計画に従って施設の建設工事を実施する。選定事業者は工事現場に工事記録を常に整備する。

工事施工においては、以下の点に留意すること。

- (ア) 選定事業者は、工事監理状況を市に毎月報告するほか、市が要請したときは、施工の事前説明及び事後報告を行う。
- (イ) 市は、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて、定期的に確認を行い、選定事業者又は建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。その結果、市は、要求した性能に適合しない場合には改善を求めることができる。
- (ウ) 工事中の安全対策・近隣住民との調整等は選定事業者において十分行う。
- (エ) 選定事業者は工事完了時に施工記録を整備し、市の確認を受ける。
- (オ) 市が別途発注する第三者もしくは市の行う設計・施工、及び備品の搬入（情報システムを含む）作業が、選定事業者の業務に密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行い、第三者もしくは市の設計・施工、及び備品の搬入に協力する。
- (カ) 騒音、振動、悪臭、粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について十分な対策を行うこと。
- (キ) 周辺地域に万一上記悪影響を与えた場合は、選定事業者の責任において処理すること。
- (ク) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に基づき適切に処分すること。
- (ケ) 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては積極的に再利用を図ること。
- (コ) 隣接する物件や道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、選定事業者の負担において行うこと。
- (サ) 工事期間中及び完了前に、利用予定者等の意見を聴取し、その内容を市と協議し、バリアフリー等の観点から手すり等の位置などについて、要求水準書の範囲内でより利用しやすいものとする。

## イ 工事監理業務

- (ア) 選定事業者は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
- (イ) 市への完成確認報告は工事監理者が行うこと。
- (ウ) 工事監理委託業務は「民間（旧四会）連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とすること。

## (5) 完工後業務

### ア 完工検査及び完工確認

完工検査及び完工確認は、下記「(ア)事業者による完工検査」、「(イ)市の完工確認」の規定に基づき実施する。

### (ア) 事業者による完工検査

- a 選定事業者は、選定事業者の責任及び費用において、本施設の完工検査及び機器・器具等の試運転検査等を実施する。
- b 完工検査及び機器・器具等の試運転検査等の実施については、それらの実施日の7日前に市に書面で通知する。
- c 市は選定事業者が実施する完工検査及び機器・器具等の試運転に立会う。
- d 選定事業者は、市に対して完工検査及び機器・器具等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。

### (イ) 市の完工確認等

市は選定事業者による完工検査及び機器・器具等の試運転検査等の終了後、本施設について以下の方法により完工確認を実施する。

- a 市は、建設企業及び工事監理者の立会いの下で完工確認を実施する。
- b 完工確認は選定事業者が用意した施工記録との照合により実施する。
- c 選定事業者は、機器・器具等の取り扱いに関する市への説明を、前項の試運転とは別に実施する。

## イ 完工書類の提出

選定事業者は、市による完工確認の通知に必要な下記の完工書類を原図1部、製本（原寸）2部、製本（縮小）3部、CADデータ1式を提出する。

なお、これらの図書を本施設内に保管すること。

- (ア) 工事完了届
- (イ) 検査試験成績書
- (ウ) 保守点検指導書
- (エ) 保証書
- (オ) 消防法第17条の3の2の規定による検査済証
- (カ) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証
- (キ) 建築基準法第12条第3項の規定による届出書の副本
- (ク) 建築士法第20条第2項の規定による工事監理報告書
- (ケ) その他必要となる検査済証、届出書、報告書等
- (コ) 完成図(完工図（建築、電気設備、機械設備、什器備品配置表）等)
- (サ) 工事記録写真
- (シ) 什器備品リスト及びカタログ

- (入) 確認通知書
- (セ) その他必要図書

#### **ウ 施工業務完了手続き**

選定事業者は、市による完工確認後、遅滞なく建築基準法第7条第5項に規定する検査済証、引継書を市に提出するとともに、建築物の使用開始をするために必要となる諸手続（法的なものを含む）を完了し報告すること。